

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 64 号	登録年月日	平成 30 年 8 月 6 日（2018 年 8 月 6 日）
申請番号	第 130 号	申請年月日	平成 29 年 6 月 20 日（2017 年 6 月 20 日）
特定農林水産物等の区分	第 1 類 農産物類 野菜類（さつまいも）		
特定農林水産物等の名称	ヤマダイかんしょ、○かんしょ（やまだいかんしょ）、Yamadai Kansho ※ ○には別紙のマークが入る		
特定農林水産物等の生産地	宮崎県串間市		
特定農林水産物等の特性	ヤマダイかんしょは、鮮やかな紅色で、色つやの良い美しい外観を有し、果肉は淡黄色で、加熱すると快いもろさのあるホクホクとした食感と上品な甘さを持つさつまいもである。 他産地の端境期における需要を満たすため、温暖な気候を活かして6月から出荷を行える栽培体制を整えるとともに、越冬貯蔵方法を確立し、昭和 54 年には、周年出荷体制を確立した。 また、ひげ根の除去等を丁寧に行うほか、形状 2 種、品位 4 等級及び重量 7 段階による厳格な選別を行ってきた。 このような長年に渡る品質の良い産品の安定的な供給の結果、主たる出荷先である西日本の市場関係者からは、「かんしょと言えばヤマダイかんしょ」とまでの高い評価を得、市場の信頼を獲得している。		
特定農林水産物等の生産の方法	（１）品種 「高系 14 号」に由来する系統である「宮崎紅」を用いる（自然災害や病害虫の発生により「宮崎紅」の使用が困難なときは、「高系 14 号」及びそれに由来する系統を用いることもある。）。 （２）栽培の方法 超早掘り（トンネル）、早掘り、晩掘り（普通）のいずれかの作型により栽培する。 ・作型 超早掘り（トンネル）：概ね 1 月から 3 月に定植し、6 月から 7 月に収穫。 早掘り：概ね 3 月から 4 月に定植し、7 月から 8 月に収穫。 晩掘り（普通）：概ね 5 月から 6 月に定植し、9 月から 11 月に収穫。 （３）出荷規格 別紙の「JA 串間市大東青果用かんしょ標準規格」に従う。 （資料 1 参照） （４）最終製品としての形態 「ヤマダイかんしょ」の最終製品としての形態は青果（さつまいも）である。		

特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	「ヤマダイかんしょ」の生産地である串間市は、宮崎県の最南端に位置し、東は日向灘、南は志布志湾に臨み、沖合を流れる黒潮の影響を受けて温暖で、日照時間の長い気候条件（平均気温 17.4℃、年間日照時間 2014.2 時間（平成 28 年））にある。また、主な栽培地である大東原台地の土壌は、黒ボク土及び赤ホヤと呼ばれる火山灰地であり、水はけが良く、さつまいもの栽培に適した自然条件を備えている。 さらに、この土壌には膨軟性があり、良好な保水性と排水性、通気性を兼ね備えていることが、果皮の色を鮮やかにすることに寄与している。 生産地では、昭和 20 年代から澱粉用さつまいもの栽培が行われていたが、昭和 35 年の農産物輸入自由化により大打撃を受けた。こうした中で、昭和 40 年、青果用さつまいもの栽培を開始した。 昭和 43 年には、市場が求める「年間を通じた安定的供給」に対応するため、周年出荷体制の構築を目指し、冬期貯蔵方法確立のための取組がはじめられた。生産者有志による研究会が立ち上げられ、試行錯誤の末、大量のさつまいものを効率的に越冬させることのできる、独自の貯蔵方法を確立した。JA 串間市大東では地域の関係機関とも連携し、この貯蔵方法と、マルチ栽培、トンネル栽培などの早出しの栽培体系を組み合わせた周年出荷体制を構築した。 また、形状 2 種、品位 4 等級、重量 7 段階の出荷基準を厳格に実施するため、全箱を目視にて確認し、市場毎に異なる形状及びサイズに対する要望に応じてきた。 さつまいもの栽培に適した自然条件と、市場の要望に応えるための生産者の不断の努力の積み重ねにより、市場の高い評価と信頼を獲得し、西日本有数の青果用さつまいも産地としての立場を確立してきた。 なお、平成 6 年には、産地形成にかかる組織的な取り組みが評価され、JA 串間市大東園芸部会は、「第 23 回日本農業賞」集団組織の部で大賞を受賞している。
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	昭和 40 年に生産者 6 名、栽培面積 2ha から始まった生産地における青果用さつまいもの栽培は、現在（平成 28 年）では、生産部会 181 戸、作付面積 500ha、年間出荷量 1 万トンに達し、県内生産の約 8 割の生産量を誇る産地となっている。 昭和 41 年には現在の出荷基準による選別出荷を開始し、昭和 54 年には産地として周年出荷体制を確立。現在の出荷体制による生産実績は、約 40 年に達している。また、ヤマダイかんしょとしての販売は 50 年を超えており、現在では、全国有数の青果用さつまいもの産地となっている。 さらに、輸出にも積極的に取り組んでおり、国内で需要の少ない小さいものが中華圏で好まれることをいち早く掴み、平成 15 年から全国に先駆けて、香港への輸出を行っている。

規則第6条第2項各号に掲げる事項	第13条第1項第4号ロ該当の有無：該当する 商標権者の氏名又は名称：串間市大東農業協同組合 登録商標：○ ※ ○には別紙のマークが入る 指定商品又は指定役務：第31類 野菜 商標登録の登録番号：第6038247号 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。） 登録日 平成30年4月27日 存続期間満了日 令和10年4月27日 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	宮崎県農業協同組合 串間市大東地区本部 宮崎県串間市大字奈留 5237-1 地区本部長 渡邊 博康
備考	

（注）登録事項の変更があった場合には、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。

1. [特定農林水産物等の区分の変更]

受付年月日：令和2年3月2日（2020年3月2日）

原因発生日：平成31年2月1日（2019年2月1日）

変更登録年月日：令和2年6月11日（2020年6月11日）

（変更前）第2類 野菜類 その他根菜類（さつまいも）

（変更後）第1類 農産物類 野菜類（さつまいも）

2. [特定農林水産物等の名称の変更]

受付年月日：令和2年3月2日（2020年3月2日）

原因発生日：令和2年3月2日（2020年3月2日）

変更登録年月日：令和2年6月11日（2020年6月11日）

（変更前）ヤマダイかんしょ、○かんしょ（やまだいかんしょ）

（変更後）ヤマダイかんしょ、○かんしょ（やまだいかんしょ）、Yamadai Kansho

3. [特定農林水産物等の生産の方法の変更]

受付年月日：令和2年3月2日（2020年3月2日）

原因発生日：令和2年3月2日（2020年3月2日）

変更登録年月日：令和2年6月11日（2020年6月11日）

（変更前）「高系14号」の系統品種である「宮崎紅」を用いる。

（変更後）「高系14号」に由来する系統である「宮崎紅」を用いる（自然災害や病害虫の発生により「宮崎紅」の使用が困難なときは、「高系14号」及びそれに由来する系統を用いることもある。）。

4. [規則第6条第2項各号に掲げる事項の変更]

受付年月日：令和2年3月2日（2020年3月2日）

原因発生日：平成31年2月1日（2019年2月1日）

変更登録年月日：令和2年6月11日（2020年6月11日）

（変更前）商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成30年4月27日

（変更後）商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間

の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。)

登録日 平成 30 年 4 月 27 日

存続期間満了日 令和 10 年 4 月 27 日

5. [登録生産者団体の名称及び代表者の役職の変更]

変更年月日：令和 6 年 4 月 1 日（2024 年 4 月 1 日）

（変更前）串間市大東農業協同組合

代表理事組合長 渡邊 博康

（変更後）宮崎県農業協同組合 串間市大東地区本部
地区本部長 渡邊 博康